

総合的な交通のあり方検討に関する有識者懇話会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「総合的な交通のあり方検討に関する有識者懇話会」（以下「懇話会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇話会は、大阪府内における今後の交通の取組の方向性について、長期的な視点で検討するため、外部有識者等と意見交換、懇談等を行うことを目的とする。

(設置期間)

第3条 設置期間は、施行日から令和5年3月31日までとする。

(構成員)

第4条 構成員は、交通政策の長期的な取組の方向性を検討する上で必要な、交通・経済・物流・環境・福祉のまちづくり等に関して専門技術的な助言ができる有識者（別紙のとおり）とする。

なお、有識者への謝礼の額は、日額9,800円とし、費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(運営方法)

第5条 懇話会の事務局は大阪府都市整備部交通戦略室に置くこととし、事務局が会の招集、開催、運営を行い、事務局が提示する資料等の内容について、構成員の意見を聴取するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会実施に関し必要な事項は、別途構成員と協議し決定する。

附則 この要綱は令和4年6月30日から施行する。

附則 この要綱の一部改正は令和4年7月1日から施行する。

別 紙 (有識者)

【学識経験者】

氏 名	役職等
石塚 裕子	大阪大学大学院人間科学研究科附属未来共創センター講師
長谷川 路子	追手門学院大学経済学部講師
水谷 淳	神戸大学海事科学部准教授
山田 忠史	京都大学経営管理大学院教授 (京都大学大学院工学研究科教授 併任)

(五十音順)

【行政関係者】

氏 名	役職等
大塚 賢太	国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課長
酒井 大斗	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課長

(五十音順)